木材を有効活用しよう!

伐採した針葉樹を買い取ります

花巻市森林組合と花巻バイオチップ㈱では、松くい虫被害木や地域資源の有効活用を促進させるため、針葉樹を対象に市内に3か所の搬入場所を設置して小口での木材買い取りを行います。

買い取り対象:市内で伐採した針葉樹

(間伐材、屋敷林を伐採した木、松くい虫被害木など)

木材買い取り制度の概要

◆木材搬入受け入れ日時

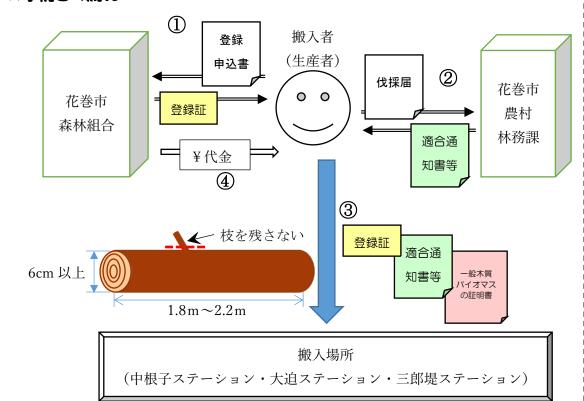
搬入場所	期日
中根子ステーション	
(花巻市中根子字弐拾弐神明 4-10)	
大迫ステーション	令和7年10月8日(水)・25日(土)
(花巻市大迫町大迫第1地割4)	11月5日(水)・22日(土) 12月3日(水)・20日(土)
三郎堤ステーション	11 77 0 7 (31) 10 7 (11)
(花巻市幸田第8地割408-1)	

<u>すべて午前10時~午後3時まで</u>

【木材を搬入するには次の要件を満たす必要があります】

- ・搬入する方と使用する車(4tトラック以下まで)の<u>事前登録が必要</u>です。花巻市森林組合にお申し込みください。
- ・搬入可能な木材は、<u>針葉樹で伐採後1年以内のものであり、末口径が6cm以上かつ長さ</u>1.8m~2.2mの枝払いしたものに限ります。
- ・松くい虫被害木は、<u>10月から翌年5月まで</u>を受け入れ期間とし、<u>"針葉が褐変した状態"</u> までを受け入れ対象とします。
 - ※県の「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」により、アカマツの伐採期間は10月から5月までと制限されています。また、残材の処理等についても指針に基づき施業を行ってください。
- ・搬入場所では、係員の指示に従って指定の場所へ搬入者が荷下ろしして下さい。

★手続きの流れ



- ①花巻市森林組合に登録を申し込み、登録証をもらう。
- ②木を伐採する前に伐採及び伐採後の造林の届出(伐採届)を花巻市農村林務課(もしく は各総合支所地域振興課産業係)へ提出し、**適合通知書**の交付を受ける。
- ③木を伐採して規格のとおりに造材し、<u>登録証、一般木質バイオマスの証明書、適合通知</u> **書**を持って搬入する(松くい虫被害木の場合は松くい虫被害木の処理期限に関する通知 書*1も提出する)。搬入場所で計量して荷下ろしする。
- ④搬入重量を月締めで集計し、花巻市森林組合から代金が支払われる。
- *1・・・県が定めた松くい虫被害木の利用ガイドラインにより、受け入れ工場に対し、被害木であることを通知し、通知書の写しを花巻農林振興センターに提出しなければなりません。様式等についてはガイドラインをご覧ください。

問い合わせ先

花巻市森林組合 本所